

北河内自然愛好会会則

(名称)

第1条 本会は北河内自然愛好会と称す。

(目的)

第2条 本会は北河内とその周辺の自然に親しみ、自然を愛好する心を広めるとともに会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行なう。

- 1) 自然観察会
- 2) 会報の発行
- 3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する者は会員となることができる。

第5条 会員は会則に定める会費を納めるものとする。

(役員)

第6条 本会は次の役員をおく。

会長 1名

副会長

会計

運営委員 若干名

第7条 役員は会員の中から総会において選任する。

第8条 役員は任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第9条 役員は任務は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3) 会計は会計事務を処理する。
- 4) 運営委員はその他会務を分担して処理する。

(会議)

第10条 本会は次の会議を開く。

- 1) 総会は年1回開催する。
- 2) 役員会は必要の都度開き会務を協議する。

(会計)

第11条 本会の会費は年額1000円とし前納を原則とする。

第12条 本会の会計年度は1月に始まり12月に終わる。

(顧問)

第13条 本会には顧問をおくことができる。

(会則の変更)

第14条 本会則は総会の賛同を得た場合は変更することができる。

(付則)

第15条 本会則は1989年1月1日より施行する。